

協会員に対する処分及び勧告について

2023 年 1 月 18 日

日 本 証 券 業 協 会

本協会は、本日、下記のとおり、法令等違反の事実が認められた協会員に対し、定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分及び同第 29 条の規定に基づく勧告を行いました。

記

○ 岡安商事株式会社

1. 事実関係

○ 実態と異なる自己資本規制比率の算出等を行っている状況等

(1) 事実関係

当社は、関係会社への貸付を行うにあたり、意図的に取引先等を迂回させて当該関係会社への貸付を行い、自己資本規制比率の低下を回避したほか、その資金の一部を当社の劣後特約付借入の原資に充当させることにより、自己資本規制比率を本来の数値よりも向上させ、2010 年 8 月 30 日から 2022 年 2 月 28 日までの間、実態と異なる自己資本規制比率を算出し、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 46 条の 3 第 1 項に基づく金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第 172 条第 1 項に定める事業報告書に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で当局に提出していたほか、金商法第 46 条の 4 に基づく金商業府令第 174 条に定める説明書類及び金商法第 46 条の 6 第 3 項に定める自己資本規制比率を記載した書面に実態と異なる自己資本規制比率を記載して作成した上で公衆の縦覧に供していた。

また、本協会に加入した 2018 年 12 月 3 日を含む当該期間の一部において、自己資本規制比率が金商法第 46 条の 6 第 2 項に定める 120%を下回っていた。さらに、当社は金商法第 46 条の 6 第 1 項に基づく金商業府令第 179 条第 1 項第 1 号に掲げる場合（自己資本規制比率が 140%を下回った場合）の届出を行っていなかった。

（２）経営管理態勢、内部管理態勢及び内部監査態勢の状況

本件が発生した背景には、当社経営陣において、法令に抵触しない形式にすれば良いと安易に考えるなど、法令遵守に関する認識が欠如していることが認められる。すなわち、当社経営陣は、金商法の趣旨及び目的を適切に理解できておらず、業務運営の適切性について、外部の専門家に検証を依頼するという意識を持つことなく、健全な企業として法令等を遵守し、業務運営を行っていくという自覚が欠如していた。また、当社経営陣は、問題を把握した場合の適切な判断能力及び対応能力が欠如しており、誤った判断を行っていた。

また、当社は、外部の専門家から適宜的確に指摘を受ける態勢が構築されておらず、当社内において、法令等違反行為を発見する態勢整備が不十分であったことも相俟って、長期間にわたり法令違反行為を継続して行っていた。

２．法令等適用

上記の実態と異なる自己資本規制比率の算出等を行っている状況等は、金商法第 46 条の 3 第 1 項に基づく金商業府令第 172 条第 1 項、金商法第 46 条の 4 に基づく金商業府令第 174 条、金商法第 46 条の 6 第 1 項に基づく金商業府令第 179 条第 1 項第 1 号、金商法第 46 条の 6 第 2 項及び同第 3 項に該当すると認められる。

したがって、上記 1.（１）及び（２）（ただし、当社が本協会に加入した 2018 年 12 月 3 日以降の行為に限る。）について、定款第 28 条第 1 項第 1 号、同項第 3 号、同項第 4 号及び同項第 6 号に該当すると認められる。

３．処分及び勧告の内容

以上のことから、岡安商事株式会社に対し、次のとおり処分及び勧告を行った。

（１）定款第 28 条第 1 項の規定に基づく処分

過怠金の賦課 3,000 万円

（２）定款第 29 条の規定に基づく勧告

- ① 法令等遵守に取り組むよう全社的に経営姿勢を刷新し、経営管理態勢の充実及び強化を図ること。
- ② 経営陣主導の下、全社的な法令等遵守意識を醸成するように努め、適切な内部管理態勢及び内部監査態勢を構築し、その運営を確実なものとする。
- ③ 上記について、その実施状況を書面で報告すること。

4. その他

当社は、本件について、2022 年 6 月 24 日、業務停止命令（2022 年 7 月 8 日から 2022 年 8 月 7 日までの間、金融商品取引業の全ての業務の停止（当局が個別に認めたものを除く。））及び業務改善命令の行政処分を受けている。

以 上

○ 本件に関するお問い合わせ先：規律審査部（TEL. 03-6665-6778）